報告第３５号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１０月２７日

２　損害賠償額　　８４７，４０３円

３　相　手　方　　市外在住者

４　事故の概要　　令和７年５月２６日午前１０時頃、市内蓮正寺３４１番地付近において、停車していた公用車が相手方の通行を妨げていたため、土木管理課職員が移動したところ、停車中の相手方車両に接触し、運転していた相手方を負傷させた。